

(2) 今回の原料原産地表示の義務化対象品目の見直しについての考え方(案)

- 今回は「20食品群選定の考え方」に基づき検討を行い、新たな考え方の導入はしない。
- 具体的な義務化対象品目の選定においては、以下の点及び、消費者を含めた関係者からの意見等を踏まえて総合的に判断する。
 - (1) 20食品群選定の考え方である、
 - ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目
 - ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品との考え方を基本とする。
 - (2) (1)の考え方を基に、製造、流通の実態が大きく変化したと考えられるものについては、(1)①の具体的要件において、原産地によって原料の品質に違いが見られ商品の差別化がされていることや、原料の調達先が海外も含め多様であること等の要件などを勘案する。
 - (3) 実行可能性としての問題が無いこと。